

# 三戸町電子地域通貨導入業務仕様書

## 1 一般事項

- (1) 委託業務名 三戸町電子地域通貨導入業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 事業の目的

- ① デジタル技術を用いて、現金給付や紙クーポン給付に伴う振込や精算の費用や手間などのコストを削減し、より迅速かつ柔軟な給付を行う。
- ② 利用を町内店舗のみに限定することで、町内経済の発展を図る。

## 2 事業内容

### (1) 電子地域通貨システムの導入

受託者が所有または開発するシステムで、本町が求める仕様に応じた電子地域通貨システム（以下、「本システム」という）を導入し、実施期間において本システムが利用できるようにすること。端末要件と機能要件は、別紙1「電子地域通貨システム基本機能要件」の通り。

※アプリ・カードへのチャージ機能は機能として備えるものの、初年度は非活性とする。

### (2) 電子地域通貨システムの保守

- ① 本システムの運用管理を行うこと。運用管理を統括する責任者と業務を遂行する。担当者を設け、本業務を円滑に進める体制を整えること。
- ② 本システムの稼働時間は原則24時間365日とする。
- ③ 障害が発生した場合は速やかに町担当者に連絡するとともに、直ちに状況の確認を行い、障害原因の特定、復旧作業を実施すること。
- ④ 障害が発生した場合の連絡窓口を明らかにすること。
- ⑤ バージョンアップ等により本システムを停止する必要がある場合は、事前に町担当者との協議すること。
- ⑥ パッケージとして実施されるシステム機能の強化、追加、修正等については、追加の費用なく提供すること。
- ⑦ アプリケーションを用いる場合、iOS 端末向けアプリケーションは「App Store」、Android 端末向けアプリケーションは「Google Play」への登録申請、配信までの一切の手続きを行うこと。また、登録後の維持管理を行うこと。

### (3) 加盟店向け対応

町が開催する、加盟店向け説明会に同席すること。日時や会場、開催形態、回数は別途協議の上決定する。

### (4) 職員向け対応

システム実装前に町職員向けにシステムの操作に関する研修を行うこと。日時や会場、開催形態は別途協議のうえ決定する。

### (5) 提出物・納品物

下記のを提出・納品すること。なお1～5の提出物については電子データで提出すること。  
6、7については協議により提出方法を決定する。

No.	種別	数
1	業務実施計画・実施体制図	1部
2	システム管理者（町職員）向け操作マニュアル	1部
3	利用者向け操作マニュアル	1部
4	利用者向け操作マニュアル概要版 A4サイズ1ページに収まるもの	1部
5	加盟店向けマニュアル	1部
6	専用カード ア クレジットカードサイズとし、複数回利用に耐久性がある素材を用いること イ 本町独自のデザインが印刷されていること	9,000枚
7	店舗表示用QRコード（決済時にユーザーが読み取るもの）	加盟店数分 150店舗を想定

### (6) 委託料の支払い

委託料の支払いについては、別途協議のうえ決定する。

## 3 その他留意事項

#### ① 再委託等の制限

- ・受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先等、必要事項を本町に対して文書で報告しなければならない。

#### ② 権利の帰属

本事業において、受託者が作製・納品した著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てこれを本町に譲渡するものとする。また、受託者は本件著作物に係る著作人権を行使しないものとする。

#### ③ 個人情報の保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に細心の注意を払い、他に漏らしてはならない。受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、個人情報の保護に関する法律等関係法規を遵守し、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行わないこと。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

#### ④ 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

#### ⑤ その他

本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については本町と協議すること。